



企業健診のご案内

法令で義務付けられたで、雇用時と年に 1 回の実施が必要な定期健康診断です。

① 雇用時健康診断

労働安全衛生規則第 43 条により、従業員を雇い入れる際に行わなければならない健康診断です。健診項目は指定されており、項目の省略はできません。

② 定期健康診断

労働安全衛生規則第 44 条により、1 年に 1 回定期的に行うことが義務付けられている健康診断です。年齢により 2 種類の健診があります。

● 定期健診 A (Ⅱ)
35 歳及び 40 歳以上の方の法定健診

● 定期健診 B (Ⅰ)
34 歳以下及び 36～39 歳の方の法定健診

③ 特殊な健康診断

上記の一般的な健康診断の他にも、業務上「有害物質を取り扱う」「リスクの高い作業」に従事する方に、業種や取り扱っている化学物質により義務付けられている健康診断です。

・石綿（アスベスト）健康診断 ・有機溶剤等健康診断
・電磁放射線健康診断 ・VDT 作業健康診断
・海外派遣労働者健康診断（派遣前・帰国後） など

※検査内容によっては当院で実施できない場合がございます。
事前にお電話にてお問い合わせください。

価格

雇用時 定期 A (Ⅱ)	7,560 円 (税込)
定期 B (Ⅰ)	2,808 円 (税込)

※特殊な健康診断はその種類により価格が異なります。
価格はお問い合わせいただき、ご確認ください。

申し込み方法

◎お申込みの際に必要な項目

- ① 事業者様名称
- ② 電話、FAX 番号
- ③ 事業所様所定の結果表の有無
- ④ 健診の種類、オプション項目の有無
- ⑤ 健診希望日
- ⑥ 受診者様の【氏名 性別 生年月日 年齢】

所定の用紙にご記入いただき FAX でご送信いただくか
お電話でお申し込みください。

以下をご確認ください

- ・ 検査によっては実施できない曜日がありますので、事前にご確認ください。
- ・ 予約状況により希望日に添えられない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ 1 事業所での健診者数が多数の場合は、日にちを分けて実施していただく場合がございます。
- ・ お申込み頂いた後、別にご案内用紙をお渡しいたします。注意事項などのご確認をお願いします。